

第 1 7 1 回

杉並区都市計画審議会議事録

平成 2 6 年(2014 年) 1 0 月 1 7 日(金)

議 事 録

会議名		第171回杉並区都市計画審議会
日 時		平成26(2014)年10月17日(金)午前10時00分～午前11時30分
出席者	委 員	〔学識経験者〕 黒川・村上・関口 〔区 民〕 堤・和田・篠・白石・松枝・寺島 〔区議会議員〕 田中・木梨・山本(あ)・川原口・市橋・原田・大泉 〔関係行政機関〕 浅見
	説明員 (区)	〔都市整備部〕 都市整備部長・都市再生担当部長・ 土木担当部長・特命事項担当参事(道路担当)・ 都市計画課長・調整担当課長・住宅課長・ まちづくり推進課長・都市再生担当課長・ 防災まちづくり担当課長・建築課長・ 土木管理課長・狭あい道路整備担当課長・ 土木計画課長・副参事(用地調整担当)・ 交通対策課長・みどり公園課長・ 杉並土木事務所長 〔環 境 部〕 環境部長・環境課長
傍聴	申 請	0名
	結 果	0名
配布資料		<p>☆郵送分</p> <ul style="list-style-type: none"> ○配布資料一覧 〔審議事項〕 ○東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更〔東京都決定〕 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画案の理由書、計画書(案)、資料1 ○東京都市計画防災街区整備方針の変更〔東京都決定〕 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画案の理由書、計画書(案)、新旧対照表、総括図、新旧対照位置図(参考) <p>☆当日配布資料</p>

<p>議事次第</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 審議会成立の報告 2. 開会宣言 3. 人事異動に伴う幹事等の紹介 4. 署名委員の指名 5. 傍聴の確認 6. 議題の宣言 7. 議事 <ul style="list-style-type: none"> [審議事項] ① 東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 〔東京都決定〕 ② 東京都市計画防災街区整備方針の変更〔東京都決定〕 8. 事務局からの連絡 9. 閉会の辞
-------------	--

第171回杉並区都市計画審議会

都市計画課長 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、審議会の開会をお願いしたいと存じます。

まず、会議の成立につきましてご報告申し上げます。本日は、中井委員、金子委員、大原委員、山口委員から所用のため欠席とのご連絡をいただいております。

現在、都市計画審議会の委員21名のうち17名のご出席をいただいているところでございまして、有効に成立をしております。

それでは、会長より開会の宣言をお願いいたします。

会長 それでは、ただいまから第171回杉並区都市計画審議会を開会いたします。

審議に先立ち、事務局から報告等がありますので、お願いします。

都市計画課長 それでは、ご案内します。8月18日並びに10月16日付で区の人事異動によりまして幹事等の変更がございましたので、都市整備部長よりご紹介をさせていただきます。

都市整備部長 おはようございます。それでは、私から区役所の人事異動に伴いましてご紹介をさせていただきます。

まず、8月18日付で人事異動がございまして、土木担当部長になりました浅井文彦でございます。

土木担当部長 浅井でございます。よろしくお願いいたします。

都市整備部長 同じ日付で土木計画課長となりました友金幸浩でございます。

土木計画課長 よろしくよろしくお願いいたします。

都市整備部長 次に、交通対策課長となりました山川浩でございます。

交通担当課長 山川です。よろしくお願いいたします。

都市整備部長 10月16日付で人事異動がございまして、環境部長になりました森雅之でございます。

環境部長 森です。よろしくお願いいたします。

都市整備部長 私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長 それでは、本日の会議記録の署名委員として木梨委員をお願いしたいのですが、よろしくお願いいたします。

委員 はい。

会長 本日の傍聴はどうなっているでしょうか。

都市計画課長 現在のところ、傍聴はございません。

会長 それでは、事務局から議題の宣言をお願いしたいと思います。

都市計画課長 本日の議題でございますけれども、審議案件が2件でございます。

 1点目は、「東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更〔東京都決定〕」でございます。

 2点目でございますが、「東京都市計画防災街区整備方針の変更〔東京都決定〕」でございます。

 資料はあらかじめ郵送させていただいております。

 なお、進行上、人事異動に伴う幹事の紹介がございましたので、次第の差しかえを席上に配付させていただいております。よろしく願いいたします。

会長 それでは、議事に入りたいと思いますが、審議案件1件目の「東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」の説明をお願いします。

都市計画課長 議案のご説明の前に、お手元の資料のご確認をさせていただきます。

 お手元の議案1でございますけれども、「東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」(案)でございます。

 参考としまして配付をいたしました資料1、A3のものにつきましては、都が説明のために作成をしました変更の案の概要でございます。

 なお、以下のご説明におきましては、この「東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」につきましては「区域マスタープラン」と呼ばさせていただきますので、よろしく願いいたします。

 次に、お手元の議案2をご案内します。「東京都市計画防災街区整備方針の変更」(案)でございます。

 本文に引き続き別表1及び付図につきましては、杉並区の該当箇所のみお付けしてございます。なお、別表2の防災公共施設の整備等の概要につきましては、杉並区には該当箇所がございませんので、今回お付けしてございません。

 その後ろに、今回の案と平成20年に告示した現行の方針との新旧対

照表をおつけしてございます。

さらに、末尾の総括図及び新旧対照位置図につきましては、原図がA2判でございましたので、印刷の都合上、A3判の2枚に分けて分割してございます。ご了承をお願いいたしたいと存じます。

それでは、これまでの経過についてまずご説明いたします。

議案の1でございます。「東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」につきましては、次の議案2の「東京都市計画防災街区整備方針の変更」とともに東京都の決定でございます。

今回改正します2つの方針（案）につきましては、既に本年5月13日に開催しました第169回杉並区都市計画審議会におきまして東京都の原案をもとにご説明したところでございますが、東京都は8月上旬に公告・縦覧等、諸手続きを経まして作成しました最終的な案を、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定によりまして、区に意見照会がなされたものでございます。

本日の議案1及び議案2につきましては、この照会に対する都への回答のために杉並区都市計画審議会にお諮りするものでございます。慎重なご審議の上、本日ご答申をいただきますようお願いいたします。

それでは、議案1、区域マスタープランにつきまして、変更になった箇所を中心にご説明をさせていただきます。

まず、議案1に添付してございます資料1、案の概要をごらんください。

区域マスタープランの改定の基本的な考え方は、資料1の表面、1ページの左上の第1にあるとおりでございます。今回の変更につきましては、前回の変更——これは平成16年4月22日に告示でございます。それから約10年ぶりとなるものでございまして、目標年次はおおむね2025年、平成37年となっております。

本方針は、都市計画法第6条の2の規定によりまして、都道府県が広域的な見地から都市計画の基本的な方針を定めるものであり、区市町村の都市計画マスタープランはこれに即し、地域に密着した都市計画に関する事項を定めることとなっております。

なお、区では昨年度、杉並区都市計画マスタープランを改定してござ

いますが、その内容につきましては事前に都とすり合わせを行っており、今回の区域マスタープラン案の内容と整合をとってございます。

次に、5月にご説明した原案と今回の案との相違点をご説明させていただきます。

今ごらんいただいている資料1の裏面をごらんください。

赤字で記載している部分が、最終案において記述を充実させた主な項目となっております。

一部ご紹介しますと、都県境をまたがる道路、橋梁の整備を行うこと、また、下水道施設の老朽化対策とあわせ、雨水排除能力の増強や耐震性の向上を図ること、また、河川において時間最大75ミリ、65ミリの降雨に対応した調節池等の整備を進めること等でごさいますして、議案1の方針(案)での記載につきましては、本文の23ページから25ページ、37ページから39ページに記載がございます。

それでは、議案1をごらんいただきたいと存じます。次に、杉並区に関する記述につきましてご説明をさせていただきます。

杉並区に関係する部分におきましては、原案からの変更はございません。37ページ以降にローマ数字のⅡ、「主要な都市施設などの整備目標」の記述がございます。37ページをおあけください。

この37ページの表にございます連続立体交差事業におきまして、杉並区の関連としましては京王線の記述がございます。また、39ページ、おおむね10年以内に整備する主な都市計画公園・緑地でございますけれども、こちらには和田堀公園、高井戸公園、玉川上水緑地の記載がございます。

次に、54ページをごらんください。特色ある地域の将来像でございます。

この部分におきまして、東京都は特色ある地域の将来像としまして、高円寺、阿佐ヶ谷・南阿佐ヶ谷について記載がございます。また、58ページから59ページには、荻窪、西荻窪について記載がございます。東京都は、これらの町を生活拠点あるいは生活中心地と位置づけまして、これら拠点等につきまして区と連携して都市づくりを積極的に展開し、集約型の地域構造へと再編を図っていくとの考えでございます。当区の

まちづくり基本方針におきましても同様の考え方を定めているところでございます。

最後に今後のスケジュールでございますが、都の意見照会に対する回答期限が10月24日となっております。都は区市町村の意見を集約しまして、11月18日の東京都都市計画審議会に諮問し、その答申を得た上で12月に決定告示を行うとのことでございます。

議案1につきましてのご説明は以上でございます。

会長

どうもありがとうございました。

それでは、どうぞこれについてご意見、ご質問がございましたら、どなたからでも結構でございます。

委員

マスタープランの位置づけというところについてなんですけれども、改定の背景として、私もまちなかとかマスコミではよく言われているなと思うんですけれども、「世界の都市間競争の激化」とか、「アジアヘッドクォーター特区の指定」ですとか、国際的な競争に勝たなきゃいけないんだという話が出てきて、そういうのがまるでこういう住宅都市にまで及んできているような、そんな感覚を持つんです。

ゼロから教えてもらいたいんですけれども、東京都が言っている「世界の都市間競争の激化」というのがどれだけそんなに東京都に危機をもたらしているのか。「アジアヘッドクォーター特区の指定」というのはどれだけ重要なものなのかについて、区の認識をちょっと聞きたいと思います。

都市計画課長

今、経済的にはグローバル経済と呼ばれております。やはり日本の内部だけでは、これから少子化、人口減少社会において経済的に保っていくのはなかなか難しい。やはり国際的に有利な立場を今後希求していかなければならないということで、東京都としてはそういう方針を定めているということでございます。

このマスタープラン上では、東京都全体でそれをするということではなくて、各地域、地域で、都心中心部であるとか、生活圏であるとか、それぞれ都市整備の考え方を今回示しているものでございます。

委員

もうちょっと突っ込んで聞かせてもらいたいんですけれども、その国際競争というのがどのようにこの計画に、これをやると国際都市間競争

で勝つことになるのか。あと、アジアヘッドクォーター構想は杉並区にも関係してくると区としては思っているのか。何か協力をしなきゃいけないなど。あるいはそれに乗って荻窪駅前を大きくしていかなきゃいけないなどか、そういう関連性みたいなものを自覚しているのかどうかちょっと聞かせてください。

都市計画課長

例えば議案1の本文、8ページに「ゾーンごとの将来像」とございます。都心部といいますか、センター・コア再生ゾーンに、例えば将来像として国際的なビジネスセンター、これはやはり経済が、今後国際的グローバルの面で東京都の位置を向上させていくためにいろいろな施設を集約化したり、拠点を整備していくという考え方、さまざまな将来像を示されてございます。

杉並区の場合には、まちづくり基本方針でも定めていますとおり、基本構想でも定めておりますけれども、やはりここは住宅都市として今後基盤を整備しつつ、良好な住環境を守っていくという立場でございますので、グローバル社会における経済競争に勝つために杉並区が直接的に何をするというような立場はとっておりません。

委員

雨水の排除という言葉が出てきているところなんですけれども、排除という言葉では浸透と貯留というものは入らないんでしょうか。というのは、これを変更する手続きをしている間に、ことし杉並も水害に見舞われている中で、この雨水の処理の仕方はとても大事だと皆さん方も考えていらっしゃると思うんですが、そのときに排除という言葉は何か「捨てる」みたいな感じなんだけれども、杉並のこれを見ると、「水とみどりのゾーン」のところに位置する杉並としては、やはり貯留、浸透を視点を置きながら区政は進めていかれると思うんですが、東京都の今回の変更案のところで、雨水の排除というところをどのように捉えていらっしゃるのかというのが1つ。

あと、下水道との連携ということがこの中にも書かれてはいますが、東京都の下水道局と杉並区の連携がどのように行われているのか。神田川の上流懇談会の中には下水道局は入っていなかったように思うんですが、そういったところで連携をとられていくのが普通に思うところなんですけれども、ここに書かれた今回の連携というのはそれ以外に考

え方があるのかを伺いたいと思います。

それともう一つ、最後ですが、26 ページ、今後、「不足傾向にある火葬場などの」とありますが、この「など」というところには、東京都が進めています小平霊園などで樹木葬が考えられていますけれども、「など」にお墓というものが入っているのか、杉並にその視点があるのかどうか伺いたいと思います。以上です。

都市計画課長　　まず、東京都は雨水の排除と言っています。東京都全体を考えますと、河川の整備であるとか、貯留槽とかを考えていますけれども、やはり区市町村にとっては雨水対策全般的に抑制をしなければいけないという立場です。ですので、東京都は雨水抑制のために公共施設の中に当然埋めるんでしょうけれども、これはやはり区市町村が持っている区施設における雨水抑制であるとか、あと民間の方になるべく浸透させていただくとか、そういう役割分担をしてやっていくべきものと私どもとしては考えてございます。

あと、下水道局との連携につきましては……。

土木担当部長　　ただいまの補足をいたします。雨水のほうは、こちらにもありますけれども、中小河川における都の整備方針というものがございます。この中に流域対策が当然入っておりまして、これは区のほうで行っている対策になりますけれども、時間 10 ミリ相当の降雨を目指して雨水流出抑制、貯留、浸透に努めていくという考え方がここに書かれているということは、含まれているということでございます。

それから、下水道局につきましては、下水道の連携ということの中で、委員もよくご案内のように、合流改善事業とか、浸水対策事業については、他区以上に杉並区は下水道局と連携していると考えております。

委員　　この「など」のところにお墓という視点が入っているのか。

都市計画課長　　そういうものは入っていないと思います。

会長　　今のところは、入っていませんと言わないで、東京都に「など」って何ですかと聞いてもいいんじゃないですか。

都市計画課長　　では、調べましてお答えいたします。

会長　　杉並区でそういうのをつくることはないということはあっても、東京都全体としてはありませんと言うのは杉並区としては越権だよな。

都市整備部長 では、修正させていただきます。この「など」については詳細を東京都に確認させてください。申しわけございません。

それから、杉並区区内で火葬場だとか樹木葬の候補地の検討があるのかということについては、現時点ではございません。

会長 多分さっきの雨水排除では、杉並区では住宅を新設したときや何かに浸透升をつくることの助成はしているんじゃないですか。

土木担当部長 しております。

会長 だから、そういうのを説明したほうがいいんじゃないですか。

土木担当部長 申しわけございません。杉並区では雨水流出抑制に非常に努めておりまして、個人の住宅をお建てになる際は、建てかえでなくてもいいんですけれども、40万円までの助成金を出して雨水流出抑制に努めていまして、昨年度も103件の実績がございます。

会長 ほかに何かありますか。

委員 先ほど杉並区の都市計画マスタープランの変更がつい最近、一昨年に行われたということで、それと今回の整開保の改正との関係、通常は整開保の改正があつて都市マスが間もなく改正されるわけですけれども、杉並区は直前にマスタープランを改正した。そうすると、先ほどは東京都にはもう問い合わせをされていて、今回の整開保に矛盾がないとおっしゃったのですが、であればということで質問したいんです。

7ページに、今回、集約型の生活拠点という話が出てきております。ここの表を見ますと、杉並区は荻窪と高円寺が入っておりまして、阿佐ヶ谷が入っていないんですね。それで、今回の東京都の整開保の改正を見ると、集約型、コンパクトシティということで、交通結節点ばかりでなくて、生活の中心という意味もプラスしているのかなと私はちょっと雰囲気として読んでいるんですが、入っておりません。生活中心地にももちろん入っておりません。その辺の理由をお聞かせいただきたいと思います。まず1点目です。

都市計画課長 生活拠点、7ページですと、荻窪、高円寺の記載しかないんですが、これは「など」ということでございまして、後ろの58ページ、59ページをごらんいただきますと、荻窪、西荻、それから54ページをごらんいただきますと、高円寺、阿佐ヶ谷・南阿佐ヶ谷という記載がございます。

して、J R 4 駅についてはすべて入ってございます。

それから、生活拠点なんですけれども、杉並の場合、J R 4 駅だけではなくて、各駅周辺を中心として多心型まちづくりということで今回マスタープランを作成してございますので、その辺は東京都の区域マスとの整合はとれていると考えてございます。

委員

とれているんじゃないかと、私はむしろ杉並区にとって行政の中心地でもあるし、阿佐ヶ谷を生活拠点として積極的に上げることを都側に言うべきじゃないかなと思うんですね。私は、阿佐ヶ谷は区役所があるということもあって、防災上もすべての意味において杉並区民の拠点になるところだと思うんですが、区の中にそういう意識がないのか、毎回上がってこないのはおかしいかなと。

先ほどの五十何ページの話は地域ごとの説明をする話で、この7ページの話とは意味が違うと思うんですよ。記述があるから拠点ですというのはおかしいと思います。その辺はちょっと私は腑に落ちませんけれども。

都市計画課長

阿佐ヶ谷を中心と考えるということにおいては、基本構想の策定の段階においても、懇談会の中でも、阿佐ヶ谷を杉並の中心として発展させていくということではなくて、やはり拠点、拠点、多心型のまちづくりとして発展をさせていくという考えが特に多かったと思います。特に荻窪については交通の結節点ということもございましたので、こちらについては一番力を入れてやっていくべきではないかという意見が多かったように考えています。生活拠点としては、私のほうとしてはJ R 4 駅すべてが生活拠点と考えてございますので、これは含まれていると考えてございます。

委員

含まれているけれども、書かれていないということですね。

会長

逆に区のマスタープランでは阿佐ヶ谷ってちゃんと書いてあるんですか。

委員

そうです。

委員

整合性がとれていないのではないかということを行っているので、生活拠点として考えているかいけないかというのを聞いているわけじゃないんです。お答えの方向なんですけれども、拠点として考えているという

ことはわかります。区のマスタープランに載っているんですから。ただ、こちらと整合性がとれているとさっきおっしゃったので、整合性はどうか考えているんですかと聞いているわけです。

都市整備部長 委員のご指摘を今聞いてみますと、やはり各JR駅を中心に多心型まちづくりを区のマスタープランに定めてございます。ただ、今回、東京都のこの中に阿佐ヶ谷が入っていないということは、やはりちょっと調整不足があるかなと思います。阿佐ヶ谷駅につきまして、荻窪、高円寺と比べてどうなんだという話をもう一回東京都と区で調整させていただきたいと存じます。

委員 そうですね。高円寺が入っていて阿佐ヶ谷が入っていないのはどうも理解が難しいということですね。

それからもう一つ、さっき58、59ページの話が出たので、お伺いします。58、59ページのところに、南部環状8号線周辺地区ということですねと書いてあります。それで、荻窪の記述はこれでいいかなと思うんですが、周辺地区の練馬、杉並という「○」の4つ目のところですが……

会長 「○」の4つ目ってどこを言っているのかわからない。

委員 59ページに2つの枠があって、下の枠の……

会長 「北部環8周辺」ですか。これを言わないと。

委員 「北部環8周辺」です。下側の四角の「北部環8周辺」の「○」が4つある、その一番下の4つ目のところですが、「練馬、杉並及び武蔵野のコンテンツ産業が連携し、アニメ産業の拠点として特色ある地域を形成」と書いてあるんですね。アニメ産業だけを特筆されて、コンテンツ産業というのにも入っていますが、そういう杉並の都市計画的なまちのありようが特筆されていることについてちょっと伺いたいということですね。

会長 だから、何を伺いたいかわからない。

村上委員 アニメ産業の拠点というのが都市計画的にどの程度頑張る話なのか、その辺を伺いたいということですね。頑張ると言うとおかしいですけども、アニメ産業が特に出てきている理由ですね。

都市整備部長 これまで杉並区の中に、荻窪、西荻にアニメの会社が集中してござい

ました。杉並会館が西荻にございますけれども、アニメ博物館というものを整備してございます。それから、上井草の駅にガンダムの銅像をつくって、最近、練馬の石神井公園とか、武蔵関あたりの練馬区もアニメ産業が集中してございます。杉並区としては、西荻をって西武線、それと練馬の一带に南北でアニメ産業が集積してございますので、連携をとって、歩けるまちづくりも含めてアニメのまちづくりをこの5～6年進めてまいりました。

ここで書いてあります「アニメ産業の拠点として特色ある地域を形成」ということとございますけれども、従前からそういう形で、小柴さんの知る区ロードの整備を含めて、アニメの拠点を結んだまち歩きのルートづくりをやってございました。今、委員ご指摘のとおり、じゃ、アニメ産業を杉並区に誘致したり、新たにこの部分を都市計画的にそういう産業を育成するかということまでは今回の改正マスタープランでは網羅してございませんでしたけれども、従前のまち歩き、それと今ある既存のストックを活用して、練馬区と杉並区が連携してアニメのまちづくり的な観点を継続していくということで、この記述を東京都にお願いしたところでございます。

委員 連携という意味でここに特筆されているという理解ですね。わかりました。

もう一つ、36 ページの次のページに「景観基本軸・景観形成特別地区等位置図」というのがありまして、これは、杉並の景観と東京都の景観とがどういう関係になっているのかこの図面の記載でははっきり意識ができないんです。神田川とか玉川上水は以前から東京都の景観基本軸に入っているんですが、和田堀公園の景観の部分は景観基本軸には入ってはいないということなんではなかね。杉並区のマスタープランとの関係で、です。

都市再生担当課長 杉並区の景観計画の位置づけということでよろしゅうございますか。

委員 位置づけとこちらとの関係です。

都市再生担当課長 杉並区につきましては景観行政団体ということになってございまして、全区的な景観計画を策定しているところでございますけれども、その中におきまして善福寺川の沿線につきましては「水とみどりの景観形

成重点地区」という位置づけがされているところでございます。

会長 いや、質問は東京都のほうに載ってなくてもいいんですかということ
です。

委員 そうすると、景観基本軸と重点地区と扱いが違うというふうな理解を
したらいいんですかね。重点整備地区だから景観基本軸には入っていない
ということですかね。今のお答えだと。

都市再生担当課長 景観基本軸・景観形成特別地区等位置図が東京都の景観計画の位置づ
けの図だと存じますけれども、この中におきましては、杉並区の中では
神田川につきましては景観基本軸という位置づけはございますけれども、
善福寺川につきましてはそうした記載がないものと認識をしてございま
す。

会長 いや、それで杉並区はいいんですかというのが質問なんですよ。私は、
杉並区で書いてあるから全部東京都に載せろということを行っている
とは思わないんですよ。そこの整理はちゃんとついているんですかという
話です。

都市整備部長 景観団体に杉並区はなっておりますので、杉並区で定めていれば
それでいいものだというふうに思っております。ただ、今、委員ご
指摘のとおり、私どものほうの和田堀公園を中心とした川沿いのみどり、
景観を大切にするという基本方針を持ってございますので、この部分も
東京都のほうに載せるのか載せないのかを含めて東京都と調整をさせて
いただきたいと存じます。

会長 じゃ、ほかはどうでしょうか。

委員 31 ページに自転車利用の促進がうたわれております。自転車利用の
促進を言う以上は、例えば自転車専用レーンの整備創設とか、それに伴
う駐輪場の整備というような、住民が安心・安全に生活できる生活環境
というものが必要だと思うんですね。

ここでは、「環境負荷の少ない都市の形成に関する方針」というところ
で触れられているわけですがけれども、その辺の自転車専用レーンなり
駐輪場なりのことはこの都市計画の中では入ってこないのかなのか
という、その辺をちょっと教えていただきたいし、もしそれが入ってい
ない、そういう視点はこの都市計画の中には関係ないんだということで

あれば、その理由はどういうことなのかちょっとお聞きしたいと思います。

皆さんもご存じだと思いますが、自転車をめぐる交通事故が非常にふえているんですね。自転車対自転車、自転車対歩行者、自転車対自動車とか、裁判などでもそういう自転車に絡む事故が非常に持ち込まれている。ふえている傾向にあるわけですし、そういった視点からもやはり住民の安全な生活ということからして、やはり都市計画の新たな取り組みが求められているのではなかろうかと私自身は思っておりますので、その辺あたりをひとつお聞かせいただければと思います。

土木担当部長

確かに自転車の駐輪の問題、走行の問題、今非常に重要な問題だと捉えております。その中で、都市計画という形でどういうふうにしていくかというのはあるんですけども、1つは、駐輪場は都市計画施設としてつくられたものもありますけれども、杉並区においてはある程度はつくられてきたというところがございます。そういう意味では、確かに自転車の走行、自転車レーンという問題は非常に大きな問題だと考えています。

それは都市計画道路等、道路の計画の中で考えていこうということで、今、都市計画道路の早稲田通り等で東京都が自転車レーンをつくらうというところで動いておりますので、その道路の形の中に含まれているかなというふうには、中には書いていないんですけども、思っております。

委員

その道路のところに入っているというのは、どのあたりに書いてあるんですか。ありませんか、ありますか、わからないんですけども。

土木担当部長

明確に書いていないんですが、都市計画道路の考え方の中で、歩行者、自動車、自転車、どういうふうに区分けしていくかという考え方が道路をつくる中でございますので、これはランドデザインというところがございまして、明確なところは個々の計画の中でさせていただきたいと考えております。

委員

最後に2点質問をしようと思っております、2点先にお話をしますと、今回の計画が出たことによって、当区の低炭素のまちづくりや省エネのまちづくりに対して地区計画への取り組みが変わっていくのかどうかと

ということと、その地区計画、低炭素のまちづくりという新しい視点を当面、これまでもいただいていたんですが、そのことを進めるために専門家の知見を生かすべきだと考えていますが、いかがでしょうかという質問を最後にさせていただきます。

今回、計画を拝見しますと、既存の住宅地、特に杉並区はこの計画においては都市環境再生ゾーンというところに入ってくると思うんですが、既存の住宅地の低炭素のまちづくりや省エネのまちづくりというのは今まで余り実例もなく、議論もされてこなかったと感じているんですが、今回の計画の中には具体的に少しずつですが盛り込まれてきたと感じています。

どこで感じているかというところ、19ページの「用途地域などに関する方針」ということで、地区計画を自治体で積極的にやっていくというところが盛り込まれたり、あとはその次の20ページのところなんですが、「良好な住宅市街地の形成」を進めるためには「狭小宅地化を防止する」とか、その次の「環境との共生を図るため、緑化率などを定める地区計画などを活用するとともに、省エネルギー、宅地内緑化、雨水浸透の促進など、環境に配慮した住宅の普及拡大を図る」というところですか、あとはもう2点、31ページのこれはずばりというところなんですが、「都市の低炭素化に関する主要な都市計画の決定の方針」というところで、「エネルギーの有効活用に関する方針」の中に、「まちづくりの計画の初期段階において、エネルギーの有効活用を促進するための方針を自治体が作成する」というところですか、最後にもう1点、34ページの上のほうですが、「緑化率の最低限度を定める地区計画などを効果的に活用し、まちづくりによる緑の創出を誘導する」、こういった取り組みを進めるべきということが具体的に入ってきました。

そこで、最初に申し上げた質問に戻るんですが、今回の計画がいい形で出たとは思っているんですが、当区の低炭素のまちづくり、省エネのまちづくりへの取り組み、地区計画を含んだ取り組みがどのように変わっていくのかという点と、そのことを進めるためにはやはり庁舎内や内々の議論だけではなくて、低炭素のまちづくりを既存住宅街で進めるためにどういったことができるだろうという専門家の方々の知見を生か

していくべきだと考えていますが、この2点、ご答弁をお願いできますでしょうか。

環境課長

いろいろ環境に関するご質問というか、関連する部分をお示しいただきましたけれども、具体的なまちづくりとの関連で申し上げますと、今特に大きな動きとしては、私どもは久我山、放射5号線あたりのまちづくりを捉えておりまして、そのまちづくり、今これから基本方針などを考えていこうという段階のようでございますけれども、そういう中で低炭素化については触れていこうということで庁内でも議論をしているところでございます。

都市再生担当部長

ご指摘のとおり、今、環境課長からご答弁申し上げたとおり、久我山周辺については地区計画、その前段階になるまちづくり計画を前回の都市計画審議会でも検討に着手する旨ご報告させていただきましたし、なるべく早くその検討の成果をまたこの場でご報告したいと考えておりますが、その際にも本日お示ししている東京都市計画の区域マスタープランの考え方も十分参酌しながら検討を進めてまいりたいと存じます。

専門家の知見を活用することについては、貴重なご示唆と承って、庁内で検討してまいりたいと考えてございます。

委員

最後ちょっと聞き取れなかったんですが、専門家というのと、やっぱり外部の建築士の方たちの研究チームであるとか、大学の学識経験者の方、特に研究をされている方とかのご意見をいただきながら、庁舎内で低炭素、省エネのまちづくりの地区計画をうたったとしても、もっと広い視点でそれを認めてもらわなければ、これが低炭素だということがなかなか裏づけが難しいと考えているんですね。

私は、今進んでいる久我山の地区計画は大変いい形で進んでいるとは考えていますが、そのことが本当に低炭素化につながるのかということとはきちっと外部の検討もしてもらいたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

都市再生担当部長

ご指摘の点、まさにおっしゃるとおりのところもでございますので、どのような形で専門家のご知見をおかりするのがいいかというのはよくよく考えてまいりたいと思っております。ただ、都市計画審議会そのものが各種専門家の集まりでもございまして、それとは別にまた何か意見を聞くと

ということが本当に審議の形態として適切かどうかという問題もあろうかと思っておりますので、その是非も含めて庁内でよく議論してまいりたいと考えてございます。

会長
委員

じゃ、ほかはどうですか。

33 ページですけれども、真ん中に「市街地に残された貴重な緑の保全」を取り上げています。今まで農地に対してのこういったことが全然なかったんですけれども、今回こういったことで、「良好な都市環境の保全のため、生産緑地地区の指定を拡大していくとともに、農地や屋敷林などが一体となった農のある風景を保全・育成していく」とありますけれども、具体的にはどういった育成をしていただけるのか。私たちは農家の地産地消の農産物をつくるようにひとつお願いしますと言っているんですが、ちょっと教えていただきたいと思っております。

都市整備部長

前回の都市計画審議会でも、会長と会長職務代理から生産緑地、農地についての都市計画的な位置づけを明確にすべきだというご意見をいただいています。前回の都市計画審議会でも、産業振興センター事業担当課長から農地の今後のあり方ということで懇談会などの報告をさせていただきました。

それを受けたわけではないんですけれども、杉並区としては、農地、生産緑地、屋敷林を統合して、みどりの豊かさ、環境、地産地消、その幅広いことに取り組みなければいけないということで検討を進めてございます。近々みどりの保全に関する方針を区のほうとしては発表できる段取りになりますので、その中で農地、生産緑地をどう保全していくかという方針を区としても発表したいと思っております。

特に必要なのは、これまで生産緑地にしても、農地にしても、営農が不可能になった場合どうなるかということで、税制の改正もない中でそれが宅地化していくと。それを食いとめるために、農地、生産緑地をいかに保全して守っていくかという視点と、もう一つは、その方々が万が一開発になった場合も、どういう形で都市計画的な網をかぶせて、有効的にそれを都市計画的な位置づけで対応できるかというところを方針の中で明確に示す方向でございます。次回の都計審の中でその方向性についてご報告できるかと思っておりますので、その辺についてはもう少しお時間

をいただきたいと存じます。

委員

ありがとうございました。今まで本当にこんなところで百姓をやっているのは間違っているんだというような話ばかりだったのですけれども、こういう形になったので、若い子たちも今大分入ってきていますので、やりがいが出ると思います。ありがとうございました。よろしく願いします。

委員

さっき大きな視点のところだけ聞いたんですけれども、細かく。要望していくべきだという質問と意見になると思うんですけれども。

まず、水害、30 ページを見ますと、75 ミリ対応、65 ミリ対応とか、下水道を大きくしていこうという話になっていまして、実際に 75 ミリ、65 ミリというのは、河川の改修がでかいわけですよ。下水道というと、正直なところ局地的な対策が最近やっと出てきましたけれども、大きな視点で見ると、はっきり言ってどうやっていくのかなど。ものすごく大変な事業になるんですけれども、それにしても軽くさらっと書いていつも終わる。水害地域が今杉並で広がっているわけですけれども、その人たちからすると、いつになるんだというふうにはしかこれは見えないんですね。

今、はっきり言ってアスファルト化されていく中で、下水の処理が追いつかなかったことを東京都は知っておきながら、この間、下水の強化をやってこなかったわけで、東京都にもっと責任を迫り、正直、杉並区もアスファルトの透水性舗装化、これはお金もかかるし維持費もかかる。さらには水害地域における雨水升の大量の設置、これは相当区がお金を出してしまうことになるわけですよ。だから、それをやれば水害対策になると考えられるにもかかわらず、本腰を入れて杉並区も一歩前に出られない。こういう状況はやっぱり解決しなければいけない。区として、杉並区がやる透水性舗装化であったり、拠点的な雨水升……

会長

質問を要約してください。

委員

雨水升設置というものにちゃんと東京都にお金を出せと言っていくべきだと思うんですけれども、そういう要望は出せないものなんですか。

土木計画課長

雨水浸透升の補助金につきましては、既に東京都からいただいている

ところでございます。それと、下水道の整備につきましても区のほうでは特に強く申し入れてございまして、桃園川第二幹線の整備ですとか、幹線の整備についていろいろ検討をいただいているところです。

河川の整備につきましても東京都に対しては強く申し入れて、既に調節池の整備ですとか、50 ミリ対応の稼働の整備などを行っていただいているところで、今後も調整を進めてまいります。

委員

補助をもらっていることはわかっているんですけども、それをもっと100%であるとか、あるいは杉並区として拠点的に水害地域で大規模にやっていくというときの補助をもうちょっと高めると。杉並区独自にやった場合に、東京都としてこれは大部分を持ちますというぐらいにしていけないと、大規模な下水工事とかをやったら、かえってもっとお金のかかる話になると思うので、そういう区がやる細やかな水害対策にもっと抜本的に補助すべきと訴えるべきだという意見があったことを伝えておいてください。

39 ページ、自然環境の保護なんですけれども、「自然的環境の整備又は保全」にかかわって、先ほども36、37 ページの景観基本軸に善福寺川が入っていないという話がありましたけれども、和田堀公園の自然環境が今、この河川改修というやつで危機に瀕していると。伐採だけでも、第1期工事だけで30～40本切られて、大宮八幡宮の湧き水の崖もふさいでしまうという計画になっているわけですね。

これについて地元住民の方々とかが運動したら、数十本の木が守られるふうになったと。よくよく細やかな目で見ると、切らなくてもいい木もあったという話ですよ。これは区も確認していると思うんですけども、やっぱりこういう景観基本軸に善福寺川が入っていないというのが出ていると思うんですね。和田堀公園の河川改修についてはちゃんと専門家の目が入っているのかという立場で、もうちょっとしっかりと声を挙げていってもらいたいと思うんですね。

今後の工事計画、2期工事、3期工事、4期、5期、6期とワーツと続いていくわけですよ。これについては、やっぱり工事のあり方を改めろということを書いていかないと、その先には堤さんも大事にしているらっしゃる、善福寺川の尾崎橋の花見の名所にこの河川改修が到達する

わけですよ。今やっと円熟期に入ったあの桜の並木が全部剪定あるいは伐採になっていくことになってしまうわけで、今からちゃんと考えておかないといけないんじゃないのかなと私は思うんですけども、その点についてどう考えているのか。

会長
委員
会長
委員

質問はあと幾つあるんですか。

あと3つです。

じゃ、簡単に全部言ってくださいよ。

わかりました。54 ページの高円寺、「可能な限り協調的な土地利用」を図ると言っているんですけども、この「可能な限り協調的な土地利用」を図るというのは一体どういうことを指しているのか。結局、あそこら辺の商店街や居住地をなぎ倒して南北に通じる道をつくらうという意味ではないのか。これをもし区として要望しているとしたら問題だなと思うので、それはやめてもらいたいなど。

阿佐ヶ谷・南阿佐ヶ谷については余り言うことはないんですけども、阿佐ヶ谷・南阿佐ヶ谷の中杉通り沿いで「オープンスペースの充実」というのは一体どうやって図っていくのかなと。馬橋公園が今大きく課題に上がっていますけれども、それ以外であるのかと。もしかしたら駅前の釣り堀あたりもオープンスペースとして大事なのかなと思ったりして、あれなんかも宅地化されちゃったら本当に嫌だなと思うので、どう考えているのか。

荻窪は、福祉機能ですとか、総称して「都市機能の集積」と言っています。「交通結節機能の強化」というのは誰も反対しないと思うんですけども、「都市機能の集積」というのは、今杉並区のやっている計画の中では、それこそ荻窪でない地域からは施設を切り上げて、荻窪に都市施設を集中させていくみたいな話も出ているわけで、こういう「都市機能の集積」は区民からお願いした覚えはないんじゃないかなと。この記述についてはちょっと認められないなど。特色ある将来像ということで書かれていますので、こういう区と都の折衝、方針が、もし高層ビル化という用途地域の変更にもつながっていくのであれば、やっぱりこの記述は私としては認められないなどというところです。

最後になりますけれども、改めて専門性を有する幹部職員の育成とい

うものをちゃんと考えなければいけないんじゃないかなど。今も皆さん誠実に、的確に答弁をいただいているんですけども、正直、東京都への要望というところで委員から指摘をされると、ちょっと答弁がぼやっとするといいますかね。

私たちが調べたところによると、課長級、参事級、副参事級は1年とか1年半でポンポン交代しているんですよ。今見てもたたき上げというか、昔からやっていらっしゃる方もいますけれども、初めてここに来ましたみたいな部長さん、課長さんとかがいらっしゃるわけで、正直、これで東京都全体のまちづくりのあり方、自然環境のあり方、保全の立場に立ってどういうふうに東京都に要望していくのかなど。そういう大きな視点が持てるのかなど。このポンポン入れかわる幹部職員で。もちろんずっといけばマンネリ、惰性……

会長 すみません。それは都計審の場の質問じゃないと思うので、議会でやってください。ここでは聞きません。

委員 これは要望ですね。議会の要望になりますけれども、そういうことも改めて要望したいなど。これは会長からも少しは言いたくなることかなと思って、ちょっと述べてしまいました。

会長 いや、違います。

じゃ、今5つの質問が出たので、最初の2つはお答えいただいたというので、高円寺、阿佐ヶ谷と荻窪の話。

都市再生担当部長 私からは、阿佐ヶ谷のオープンスペースのお話と荻窪のお話についてお答えしたいと思います。54 ページ、阿佐ヶ谷・南阿佐ヶ谷のオープンスペースというのは何も駅前だけではなくて、いわゆる木造住宅密集地、中杉通りから奥に入ったところがむしろ危ないと言われていたもので、そういうところで小規模な公園とかポケットパークのようなものができればいいなと考えてございますし、不燃化特区もその取り組みをやっていきたいと考えてございます。

荻窪のご指摘については、「商業、業務、文化、医療、福祉などの多様な都市機能の集積」とありますけれども、何かほかの新宿みたいなまちにするということではなくて、ここに書いています「利便性の高い魅力ある生活拠点を形成」するということですから、その日々の暮らしを

支える商業とか医療施設とか福祉施設とかいうのも住宅都市にとって必要だと思います。住宅だけ並んでいても日常の買い物ができないとか、例えばちょっとした内科に行きたいとか、歯医者がないとか、本屋がないとか、それで豊かな住宅都市かというのは私は疑問だと思いますので、そういう日々の日常の暮らしを支える商業・業務機能をどこに集積させるのがいいかと考えれば、当然それは交通結節点であって、多くの区民がバスとか鉄道でアクセスしやすい場所に集積するのが一番効率的だと思いますので、そのようなまちづくりを進めていくという趣旨でございます。

会長 再質問はありますか。

委員 高円寺は……。

都市整備部長 委員も理解なさっていると思うんですけども、高円寺のまちづくりというのは、この 30 年間、いろいろさまざまな経過があって今の形態になっています。これまでも東京都、杉並区、高円寺の安全なまちづくり、さまざまな取り組みをやってきました。その中で、特に 20 年以上前のときには駅前北口を含めて大変な混乱も起きてございます。その中で慎重にまちづくりを進める必要があるという表現がこういう表現でございまして、そのところを細かな乱開発につなげるようなまちづくり的な意味合いととっていただくのは非常に、心配ないということをここで、東京都と慎重に入らなければいけないんだということはこの文章であらわしたということでご理解いただきたいと思います。

会長 いいですか。

委員 自然環境保護という問題、和田堀公園の問題。

土木担当部長 和田堀公園が貴重なみどりがある公園であることは十分承知しておりますという中で、いみじくも先ほど委員もおっしゃいましたけれども、水害対策も非常に重要であるということですね。その中で、やはりみどりをなるべく保全しながら工事を進めていくということは東京都にきちんと申し入れているところですし、東京都と話し合っているところでございます。今後のこのやり方についても十分東京都に申し入れし、話し合っていきたいと考えております。

何よりも今やっている工事についても、みどりの再生、環境の再生、

景観の再生が重要と考えておりますので、その点については特に強く申し述べているところでございます。

都市再生担当部長 ちょっと補足を。高円寺のところに「協調的な土地利用を誘導」とありますけれども、1つの代表的なイメージとしては共同建てかえのような形で、個別にばらばらの木造住宅が再生産されるのではなくて、可能であればタイミングを合わせて共同で建てかえをしていただいて、より安全な燃えにくいまちにしていくということでございます。

委員 1点、荻窪なんですけれども、生活拠点を支えるまちづくり、都市機能の集積だと。日常の生活を支えるまちづくりだと言うんですけれども、だとすれば、「区長の就任にあたって」に書いてあったような、中野や吉祥寺に負けない荻窪駅前みたいな記述はもうちょっと控えていくべきだなと。もしもそういう視点に立って「都市機能の集積」とこの中で書いてあるのであれば、恐らくその視点で書かれていると思うんです。折衝をしてきたのだと思いますけれども、それであれば認められないなということですか。そこだけ意見はつけておきます。

会長 はい。じゃ、意見として聞きます。

委員 先ほど 33 ページ、篠委員のご質問の中でありましたように、単なる農地ではなくて、「屋敷林などが一体となった」というところが非常にキーポイントだと思うんですけれども、区のほうでは既に施策についてご検討中というお話をいただきました。

質問は、東京都のほうではどういう動きがあるのかという、もしそういう動きをご存じでしたら教えていただきたいということと、今後、施策を進めるに当たり、東京都と区の連携というのはどういう形でなされていくのかご説明いただければと思います。

都市整備部長 東京都は事業をさまざまやっています、農の風景というのが1つのモデルでございます。生産緑地があつたり、農地があつたり、バラバラであるんですけれども、バラバラなんだけれども、ある程度面積的には集約していくところを区画を指定しまして、その中で区のほうでこの農地なり、屋敷林なり、生産緑地をどうしていくんだという方針をつくった場合、都市計画的な手法を使ったり、それに合わせて補助事業を東京都と区で連携して、優先的にその農地を守ったり、生産緑地を守って

く事業をお互いにやりやすくすることを目指しています。

今回、杉並区で緑地保全方針というものを検討してございます。その中では、やはり一団として杉並らしい住宅地のみどり豊かな住宅地を形成するという資源として、農地、生産緑地、屋敷林をどう守っていくかということを中心に方針を今検討しているということでございます。

会長

そういうことで大体議論が出たと思うんですが、この整開保の区域マスについて、東京都と調整することが若干出ていましたけれども、あとは調整が済めば、この原案をそのままお認めいただけますか。よろしゅうございますか。

(異議なし)

委員

私は保留にさせていただきたいと思います。

会長

わかりました。ということなので、大多数のご意見は若干問い合わせすることで原案を承認するということですので、この審議案件についてはこれで審議を終わりにしたいと思います。

それでは、次の防災街区をよろしくお願いします。

都市計画課長

それでは、議案の2、「東京都市計画防災街区整備方針」についてご説明をさせていただきます。

議案の2の4枚目の裏、本文の2ページをごらんください。ちょっとページが見にくくて恐縮です。

2ページの最上段に「法的位置付け」がございますとおり、当該方針につきましては、密集市街地における防災街区の整備に関する法律第3条第1項及び都市計画法第7条の2等の規定に基づくものでございまして、平成20年6月に変更を行って以来、6年ぶりの変更となるものでございます。

ここで、先ほど使いましたA3の資料1をごらんください。

資料1、表面の1ページの左側、下段にございますとおり、本方針につきましては、次回の都市計画審議会に変更についてお諮りをする予定でございますけれども、都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針とともに、東京都の都市づくりビジョン、また、先ほどご審議いただきました議案1の区域マスタープランを実効性あるものとするための個別の方針という位置づけでございます。

また議案2のほうに戻っていただきまして、4枚目の表面、本文の1ページをごらんいただきたいと存じます。

この1ページで、ローマ数字のⅠの1、「策定の目的」にございますとおり、本方針につきましては、防災上危険性の高い木造住宅密集地域について、計画的な再開発又は開発整備によりまして延焼防止機能や避難機能を確保するなど、安全で安心して住めるまちとして再生を図るために策定をするものでございます。

その中で、本文の2ページ、ローマ数字のⅡでございますけれども、アラビア数字の2の(1)、一定の要件に該当します地区を防災再開発促進地区として指定をいたしますけれども、杉並区は今回の変更におきまして、従来の天沼三丁目地区に加えまして、阿佐谷南、高円寺南地区をこの防災再開発促進地区に加えてございます。

阿佐谷南、高円寺南地区の範囲でございますが、議案2の8枚目、112ページをごらんください。

地図に記載しておりますとおり、範囲としましてはJR中央線、中杉通り、青梅街道、高南通りに囲まれた範囲となっております。この地区は東京都の防災都市づくり推進計画の中で整備地域に指定をされまして、また、既に木造住宅密集地域整備事業、住宅市街地総合整備事業を実施しているほか、本年4月からは地区中央の杉並第六小学校周辺が都の木密地域不燃化10年プロジェクトの取り組みの1つとしまして創設をされました不燃化推進特定整備地区、いわゆる不燃化特区となっております。

次に、5月にお示しいたしました原案と今回の案との主な相違点につきましてご説明をいたします。2ページにお戻りください。

方針の本文におきましては、2ページの表題、ローマ数字のⅡが原案では「策定の考え方」となっていましたものを「本方針を定めるにあたっての考え方」に改めております。内容につきましては原案に沿ったものでございますが、記述の順序、項立てを整理し、簡潔でわかりやすい表現に改めたということでございます。

杉並区について個別に触れた箇所ですら脱字が1カ所ございましたが、これを補正したのみで、その他、原案から内容を書きかえたところはござ

いません。詳細につきましては新旧対照表を後ほどご参照ください。

最後に、今後のスケジュールでございますが、議案1でご審議いただきました区域マスタープランと同様に、10月24日までに都が区市町村の意見を集約し、11月18日の東京都都市計画審議会に諮問し、その答申を得た上で12月に決定、告示を行うとのことでございます。

議案2のご説明については以上でございます。

会長

どうもありがとうございました。

では、どうぞご意見、ご質問がありましたら。

委員

今ご説明の中にもありましたけれども、既にこの阿佐谷南・高円寺南地区、この112ページの地図のところですね。この中に不燃化特区の地域が含まれているということで、この取り組みももう始まったところで、今回の防災再開発促進地区という位置づけと不燃化特区の位置づけとがどう違うのかということと、この不燃化特区の取り組み、具体的に始まっているその取り組みと防災再開発促進地区における取り組みとがどう違うのか、区の対応としてどのような違いがあるのかということ。

それと、天沼三丁目地区の防災再開発促進地区については具体的にどのような取り組みが始まっているのか、もしくは始まろうとしているのかということについて伺いたいと思います。

防災まちづくり担当課長 不燃化特区と今回の防災再開発促進地区の違いでございますけれども、木密地域の不燃化を解消するという視点では同じ取り組みではあるんですけれども、不燃化特区の場合は実は期限が2020年まででございます。また、今回入れました防災再開発促進地区、こちらのほうは国の住宅市街地総合整備事業、いわゆる密集事業というのがあるんですが、そちらと密接な関係がございます。

具体的に言いますと、現在、不燃化特区ですと、共同建て替えですとか、協調建て替えという、共同住宅あるいは未接道の現在の土地が法的にちょっと合わないようなところの方がその手前の方と法的に後方の方と一緒に建てかえて、その土地の1つを有効的な土地にするという共同建て替えとか、協調建て替えというのが制度としてあるんですけれども、不燃化特区の中にはこういった制度はないんです。今、杉並第六小学校の周辺地区で導入しています不燃化特区にはないんですね。ただ、今回、

促進地区に指定されますと、そういった制度がより使いやすくなる。もともこの地域は国の密集事業が入っていますので、そういう制度が今もあるんですけれども、その今の制度自体が建て替える際に3階建てにしなきゃいけないという……

会長 済みません。わかりやすく話しているようで全くわからないんです。違いをまずちゃんと言って、こっちではこれができて、こっちはできませんという、クリアにしてくださいよ。

防災まちづくり担当課長 済みません。説明が下手で申しわけありません。不燃化特区のほうですと、個別の建てかえを中心とした制度という形に今の制度ではなっています。これがこちらの促進地区になりますと、共同建て替え、協調建て替えといういわゆる共同住宅のほうの建て替えに向けた取り組みという形になっております。

会長 (委員に) わからなかったらもう一回聞いていいですよ。

あのね。わかっている人がわかっていない人に説明する説明の仕方をしてくれませんか。わかっている人がわかっている人に説明するなら、国の役人と都の役人とでやるならそれでいいけれども、我々みたいな素人に対しては、わかっている人がわからない人に説明するというのはどうということかという、これは一般区民の人に説明するときにも同じことが言えるんですよ。今のようなわかっている人がわかっているようなことを説明して、わかっている人がわからないようにするのが今までの役人の方針ですから。

質問していいですよ。

委員 要するに、不燃化特区ではできなかったことが防災再開発促進地区ではできるようになると。だから、ここの杉並第六小学校周辺だけでは、今までの不燃化特区という制度のもとではできなかったんだけど、それも含めてもっと広い範囲でそれ以上のことができるようになったということなんですか。

防災まちづくり担当課長 エリア的には同じエリアになるんですけれども、区民の方への支援メニューが違うということでございます。不燃化特区のほうですと、戸建て建て替えの助成ですとか、除却建物の除却した場合の助成ですとか、そういった制度が5つほど不燃化特区の場合は支援メニューがある

んですけれども、今回、促進地区になりますと、不燃化特区にはないメニューも用意されるということでございます。それが先ほど言った共同建て替え、協調建て替えというところにつながっていくということです。

会長 不燃化特区というのは、個々の家に対する助成だけ。

委員 それが今度、共同住宅にも助成が……。

会長 だったり、この中に細街路を入れていくとか、再開発促進地区にするという事業が導入できる。

委員 なるほど。この天沼三丁目ではもうその取り組みは既に始まっているということなんでしょうか。

防災まちづくり担当課長 天沼三丁目は平成 12 年に既に指定されておまして、その取り組みをこれまで行ってきたところでございますが、現在、国のほうの密集事業が終わっておりますので、実質的な助成制度は今現在天沼三丁目にはございません。促進地区としての指定は残っておりますけれども。

委員 促進地区としての指定は残っているけれども、助成はないという状況だと、これは今後どういう取り組みになるんですか。

防災まちづくり担当課長 天沼三丁目につきましては国のほうの事業を入れて、集中的に行ってきた時期は終わっているということで、今後も不燃化のまちづくりは進めていくんですが、例えば今、高円寺、阿佐ヶ谷で用意させていただいているような、区民の方へ直接的な支援をするような助成制度等が今はないということでございます。

会長 わからないですよね。これは区の行政姿勢、それぞれの区、いろんなところがありますけれども、これで再開発促進地区をかけて、そうすると、その後に住市総という事業ですか、何かそういう事業が適用されるんです。だけれども、その事業は 20 年たったら打ち切りというルールなんです。その間にこの中で合意をとらないとできないわけですよ。だから、そういう一生懸命やる区は一生懸命やって、10 年以内に合意がとれなかったら指定を外しますよというぐらい強くルールを使ってやっているところもあれば、20 年たって誰もやってくれなかったからやめたというやり方もとれるんです。ということで、残っちゃいましたといって残るけれども、天沼をどうするかというところに本気になってどこまで皆さんに合意をとりに行くかというところの差が出たというこ

とだと思えますけれどもね。

だから、不見識的に言うと、促進地区をかけたんだけど、そういう効果的な事業ができないで、例えばこの区域という都市計画で決めることは残っちゃったと。だけれども、何かやりましょうというときに、補助する助成制度はもう有効期限が切れちゃったと。何かマイレージの有効期限が切れても、まだマイレージが残っていますというようなもので、だけれども、それは無効ですよというようなものですね。

都市整備部長

今、会長から厳しいご指摘をいただきました。これは、そこを継続して安全なまちづくりに取り組んでいく地区と指定することを継続するというのでございます。今、担当課長が縷々細かいことを申しあげましたけれども、指定して、その間、ある程度の補助事業がいろいろあったんですけれども、その期限が切れているんですけれども、この地区には杉並区としては継続して安全なまちづくりに取り組んでいくエリアだということを残しておくというのでございます。

じゃ、これから具体的にどういうまちづくりをして、不燃化なり取りつけ道路を整備していくかというのは、今後、杉並区の中でも、まち場に入ってどういう不燃化を定めていくかというのは再度検討しながら継続して進めていきたいと考えてございます。

会長

ほかはどうですか。

委員

今の不燃化特区の指定で、方南町地区は不燃化特区に指定しましたというのが広報すぎなみでも報じられているわけなんですけれども、今回のこの防災街区整備方針の中に方南町地区が新規に防災促進地区に色塗りがされていないんですけれども、特区に指定しながら促進地区に指定しないでやるということの説明をしていただきたいと思います。

それからもう一つ、方南町と隣接する中野区側は防災促進地区に指定がもうされているわけなんです。杉並区側は何も指定がされていないんですけれども、不燃化特区の事業は導入されたと。その辺がちょっと後先じゃないかなという矛盾を感じているんですけれども、その辺をご説明いただきたいんです。

防災まちづくり担当課長 まず、方南一丁目の不燃化特区についてでございますけれども、不燃化特区の指定はまだされておりません。申請をしましたということ

で広報に載せさせていただいたんですが、来年の3月の認定、4月の事業開始を目指して東京都と今調整中でございますので、今の時点ではまだ特区の指定はされていないということでございます。

委員 促進地区に指定していなくても、特区の申請はできるんですか。

都市計画課長 それは可能でございます。この間、私ども方南町のほうも特区の申請をするということで、防災街区の担当部署と連絡を密にとってやってきました。今回については載せないというのも次回の改定の中で載せます。今回載せなかったことに対して区にとってデメリットはないというお話をいただいておりますので、不燃化特区をとってから、次回の改定の時期にまた載せさせていただくという仕切りになってございます。

委員 防災街区整備促進地区には入っていないけれども、密集地域の重点整備地区には入っているんですかね。東京都はそれに入っていないとたしか指定ができなかったと思うんです。

防災まちづくり担当課長 防災都市づくり推進計画の中の整備地域には指定されてございます。

会長 じゃ、ほかはどうですか。

委員 先ほどの防災再開発の共同住宅の建て替えの件、私もいまいちよくわからなかったんですけれども、神戸に視察に行ったときに、共同住宅の建て替えで何か助成を出したりして、そういうまちができていました。多分あれと一緒に感じなのかなと。あちは災害再開発促進地区だったと思いますけれども。

神戸の場合は、はっきり言ってもう焼け野原になった後に、その土地の所有者たちが建て替えるときにお金もないよという大変なときに、国から、あるいは府から助成が出て、共同住宅が建てられますよというやつだったと思うんですけれども、今回の場合は現にもう建っていて、焼け野原になっているわけではなくて、その前の段階で共同住宅を建て替えていくと、一軒家の人たちが共同住宅の建て替えに、みんなで不燃化のために一緒に建物をつくりましょうかという話になかなかかなりにくいのかなと思うんです。その点、実績とか、そういうところで言うとどんな感じなのかなと。あるいは実績というのはないのか。他の自治体の例とかでもやっぱり難しい事業なのか。もし難しい事業だとすれば、区と

してどういう、こうやったほうがいいよと誘導していく施策を考えているのかちょっとお聞かせいただけたらと。

防災まちづくり担当課長 今、委員ご指摘のように、土地の複数の地権者の方が集まって1つのものを建てていくということは、やはりそれぞれの利害関係がございまして、意思を統一してやっていくということは非常に難しいと区としても認識してございます。なかなかその辺の事情等があって、杉並区内においての実績事例はございませんが、23区のほかの区ではそういった取り組みを行っている区もあると聞いております。

会長 それは、さっき言ったように合意をとれないというのは、日本国において憲法で私有財産権を保証していますよね。その私有財産権の考えが、日本はすごく「私」のほうの権利として強く認識されていて、同じ私有財産のところについては、例えばイギリスのイングランドの憲法、フランスの憲法、ドイツの憲法、比べてもほとんど同じ文章なんです。ただ、そのときの「公」と「私」というところで、「私」というのがものすごく日本は強くて、「公」、パブリックという言葉が、例えばフランスは壁の色まで都市計画で決められるんです。日本大使館が少し赤いのにしようとしたら、パリの都市計画でその色はだめと。

日本国は、イタリアが変なものを建てて、あの色は何かと言っても、日本の都市計画は制限できないというようなバランスがあって、日本では私有財産権が非常に強いので、今みたいに共同建て替えしませんかと。そのときに共同建て替えをするならこのぐらい補助金を出しますよと。それぞれ建てるなら何もあげませんという、そのところで誘導する施策として今事業を持っているんですけれども、なかなかそこは難しくて。それをさっき言ったように、あなた方が5年以内に合意したらこれだけ助成しますけれども、そうじゃないともうその権利をなくしますけれどもどうしますかというぐらい強く使っているところと、やるならやってください、助成はこれぐらい出しますよというそのニュアンスの違いで。ただ、神戸は焼けちゃったから、どうせ再建するならという話で乗りやすかったけれども、普通のところはなかなか難しいというのが実態です。

都市再生担当部長 会長のご説明に補足といたしますか、質問にお答えすると、阿佐谷南・高円寺南地区、このエリア全体ではございませんけれども、特に真ん中

側のエリアについては不燃化特区の制度で戸別訪問がこれから始まりますので、1軒1軒お伺いする中で、それぞれの方のライフステージというか、それに応じた情報も我々は取得することができます。今は建て替えが必要でなくても、例えばお嬢さんがいて、将来結婚して一緒に住むとか、あるいは今一緒に住んでいる人がいるんだけど、家から出ていくとか、人間、生まれてから死ぬまでの間に必要になってくる建物は変わってくると思いますので、そういう情報をきちんと集めて、機会を捉えてこちらからアプローチしていくような形で共同建て替えができないかと考えてございます。

委員 また会長からこの話じゃないと言われちゃうとあれなんですけれども、手短かに。

やっぱり防災街区促進施策というのはすごく難しいなど。神戸のときは相当焼けましたけれども、何で焼けたのかといたら、建物がつぶれた家から火が出るんですよね。つぶれていない家からはほとんど火は出ていないんですよ。やはりこういうのを見ても、改めて耐震という方向にもうちょっと東京都は力を入れろと。ところが、耐震の場合は私有財産だからそこにはお金を出さないよといってなかなか進まないんですよ。でも、やっぱり改めてこういう厳しい現状を見れば、耐震に力を入れるのが筋なんじゃないか。もう公的な力が入っていくべきなんじゃないのかなと私はちょっと思いました。

会長 それは逆に、耐震をやるときに建築基準法という法律で耐震性能をうんと強くしていますから、実際は補助金とかじゃなくて、本来そういうものを建てるべきだというふうに改定しているのだと思います。

じゃ、ほかに何かご意見がなければ、この防災街区整備方針の変更については原案のとおりでよろしゅうございますか。

(異議なし)

会長 どうもありがとうございました。

それでは、この審議は終了します。

では、最後に事務局から連絡事項をお願いします。

都市計画課長 本日は2議案にわたりまして活発なご議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

最後に、次回の都市計画審議会の日程についてご連絡をさせていただきます。

次回の都市計画審議会は、12月17日（水曜日）午前10時を予定してございますので、よろしくどうぞお願いいたします。

会長

じゃ、どうも長時間ありがとうございました。これで第171回杉並区都市計画審議会を閉会します。

— 了 —